

志布志市若者・子育て世帯移住支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内への若者・子育て世帯の移住の促進を図るため予算の範囲内で若者・子育て世帯移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、志布志市補助金等交付規則（平成18年志布志市規則第38号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再転入世帯 かつて本市（合併前の松山町、志布志町及び有明町を含む。）に住民基本台帳への記録があり、市外に1年以上転出後、本市以外の市区町村から定住の意思を持って再び転入し、本市の市民として住民基本台帳に記録された世帯をいう。
- (2) 転入定住世帯 前号に規定する再転入世帯以外の世帯で、本市以外の市区町村から定住の意思を持って令和7年1月1日（以下「基準日」という。）以後本市へ転入し、本市の市民として住民基本台帳に記録された世帯をいう。
- (3) 新規加入世帯 本市の市民として住民基本台帳に記録された世帯に、世帯員が婚姻、Uターン等により本市以外の市区町村から定住の意思を持って基準日以後本市へ転入した世帯をいう。

(補助金の対象世帯)

第3条 補助金の対象となる世帯（以下「対象世帯」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する世帯又は市長が適当と認めた世帯とする。

- (1) 基準日以降に本市に転入した再転入世帯又は転入居住世帯は、対象世帯全員が同年4月1日時点で39歳以下であることとし、新規加入世帯は、転入した者が同年4月1日時点で39歳以下であることとする。
- (2) 本市への居住が、転勤、出向等による勤務地の変更によるものではなく、引き続き5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。
- (3) 対象世帯で補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、正規雇用（雇用期間の定めがなく、就労時間が週20時間以上であるものをいう。）の労働契約に基づき就業している者、独立して自ら事業を営む者、自営業、農業等親元で就業している者又は個人事業主に雇用されている者のいずれかであること。

(4) 対象世帯全員が市税等を滞納していないこと。

(5) これまでに補助金を申請していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

(1) 基本額 20万円

(2) 対象世帯に18歳未満の世帯員（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）がいる場合 1人につき5万円

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 申請者は、若者・子育て世帯移住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に対し、令和8年3月31日までに提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 市税等の納付状況調査に関する同意書（様式第3号）

(3) 就業証明書（様式第4号）、自営業等従事申立書（様式第5号）又は独立して事業を営んでいることが分かる書類

(4) 対象世帯全員の住民票の写し

(5) 世帯全員の申請日以前2年間の住所が特定できる戸籍の附票（外国人の場合は在留カード）

(6) 地方公共団体が発行するパートナーシップ宣誓に係る受理証明書の写し（パートナーシップ宣誓をした者に限る。）

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、交付申請書を受理したときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに当該補助金の交付決定及び額を確定し、その旨を若者・子育て世帯移住支援事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第6号。以下「決定等通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第7条 決定等通知書の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を請求しようとするときは、若者・子育て世帯移住支援事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還請求)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取

り消し、若者・子育て世帯移住支援事業補助金全部（一部）取消通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するとともに、若者・子育て世帯移住支援事業補助金返還通知書（様式第9号）により返還を請求するものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 全部返還 次のいずれかに該当した場合

ア 交付申請書その他関係書類に虚偽の記載をしたとき。

イ 補助金の申請日から3年未満の間に市外に転出したとき。

(2) 半額返還 補助金の申請日から3年以上5年未満の間に市外に転出したとき。

2 交付決定者は、前項の規定による通知を受けた日の属する月の翌月末日までに、返還金を市長に返還するものとする。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

（この要領の失効）

2 この要領は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。